

令和4年鉢田市農業委員会10月定例総会議事録

日 時	令和4年10月25日(火) 午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																														
議長	14番 飯岡政一(会長)																																																																														
議事録署名人	16番 山口正重 17番 関根薰																																																																														
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 令和4年度農作業臨時雇標準賃金の変更について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p>																																																																														

	<p>利移動届出について 報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第4号 農地法制限除外の届出について 報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(開会)</p> <p>定刻となりましたので、令和4年鉾田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>どうも、皆さん、こんにちは。例年にもなく、今日は今年一番の寒さとなっておりまして、大分温度も下がりましたので、皆さん、風邪など引かないようにお過ごしと思います。</p> <p>先立って、17日、水戸で会長・局長会議という集まりがあったので、そこへ行きましたけれども、それの中で講師に当たった方、全国農業会議所の事務局長をやっております稻垣照哉さんという方に三、四十分いろいろなお話を聞かせていただきました。その中で農業委員会会長・事務局長会議の資料の中に、これで私3回目かな、こういうことの数字を発表されたのは。というのは、茨城県農業者年金の加入促進に向けたターゲットランキング、その中で鉾田市が断トツでございます。対象者が80%未満で、1,805人農業者年金に入れる方がいるそうです。2番目が行方市で769、2番目の行方市より鉾田市は倍以上入れる枠があるということで、その中でこういう内容、鉾田の内容を名前を出して言われるのかなと思ったら、名前は出さなかったけれども、その中で11位まで発表。名前は言わないのですけれども、11位まではまだ努力して入れる枠があるから、1人の方が2人でも3人でも農業者年金に入るよう促すようにということで言われたのです。</p> <p>それを終わって、二、三日前、また今度神栖でこういう年金者の集まりがあって、それで呼ばれて、これは農業会議所の局長が行きまして、やはりその中で鉾田と行方が、会長が来て、県の農業委員会のいろいろなそういう話をされまして、私はそこで、こんなに1,800人も入れる方が本当にいるのですかと。どういうふうにこれは計算しているのだから、明確に分かるようにという形で質問をしたのですけれども、何で農業会議所がそもそも年金をこんなに勧めるのだと言ったのです。躍起になってこんなに年金を勧めるというこ</p>

とは、今マスコミやテレビで報道しているように、団塊の世代が年金をもらうようになってしまって、年金がパンクしてしまうから。それと、60歳でもらえる年金を65歳、5年延長して金額もそれ以上に上乗せしてもらえるのですけれども、それでもなおかつお金が足りないから、わざわざ農業者の方にもそういうふうに押しつけてくるのではないかなどということを感じて強く言ったのです。

農業委員が農業年金まで勧めたり、そういうふうにやって、農業委員はもっと違うところの仕事があるのではないかなんていうことも言ったのです。でも、やっぱり農業会議所の人らは、その上から、政府なり国から言われたら、そういうふうに言わなくてはならないのかなと思っているのですけれども、そんなに魅力があるのならば、こっちで勧めなくとも逆に入ってくるだろうと。農業者年金にぜひ入りたいから、お願ひしますということを言ってくるのではないかということを強く言いました。

この1,800人というのは、海老原補佐も言いましたけれども、その対象はどういうふうに調べてやっているのだなんていうことも質問しました。勧めるのにも個人情報で、どういう人をターゲットにして勧めていけばいいのだということを聞いたけれども、個人情報があるから、そこまでは公表できないのだというのだ。できなといったって、周りに一件一件これをやって、そんな暇な人はいないぞと言ったのだ。

そういうことで、農業者年金のやつは鉾田市とは言われなかったけれども、茨城県で断トツで1,800人、2番目が行方で700人、筑西で600人、坂東市で500人、神栖は400人。だから、そうなってくると、鹿嶋はずっと下のほうなのです。だから、鉾田ってそんなに年金に入らない人がいるのかなと思って、入れる人がこんなにいるのかなと思ってびっくりしました。これもこんなにいい年金ならば、本当に誰もが入るでしようけれども、そちらのところが今のところ不透明で、それとマイナンバーとひもづけながら、今度国はだんだん国民にしわ寄せでやってくるのではないかなど思っておりまます。

この場合には、名前は言わなかっただけれども、農業新聞のほうでは褒められていました。この普及率は鉾田市は断トツで、その次は鉾田市農業新聞の購買、取っている人が断トツだということで、こっちのほうは鉾田市と名前を言うので、喜んでもらいましたけれども。

そういうことで茨城県農業会議所のほうにはいろいろ集まりがあって、一番前の席で、非常にこういうふうに数字が断トツにあるということは、やはりいいほうでいいならいいけれども、悪いほうであったもので、皆さんにもできれば1人でも2人でも近所に入れん人がいれば、入っていただくように勧めていきたいなと思ってお

	<p>りますので、無理にではないですけれども、少しでもそういうことで動いてくれればいいかなと思っておりますので、今後、引き続きよろしくお願いいいたします。</p> <p>まとまらない挨拶ではございますけれども、今日も1日、慎重審議よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、16番 山口正重 委員、17番 関根薰 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議長	これより議事に入ります。

	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号18番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番から番号18番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては18件、地目、田2筆、畠27筆、計29筆。面積は4万4,549平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買17件、普通贈与1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 平沼要司委員	番号1番から番号3番について地元委員の説明を求めます。 番号8番、平沼です。申請番号1番です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは友人の関係でございます。このたび、[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、作物、メロンなどを中心とした農家であり、経営面積も5ヘクタールあります。後継者のほうも熱心に取り組んでおります。作物、メロンを増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどをお願いします。 申請番号2番、譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人の間柄でございます。このたび、[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで売買契約が円滑にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、作物、サツマイモ、米などを中心とした農家であり、

	<p>経営面積も8ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、米を増産するために、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
申請番号3番、譲受人、■の■さんと譲渡人、■さんは不動産屋さんの紹介ということでございます。このたび、■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、作物、サツマイモ、ニンジンなどを中心とした農家であり、経営面積も1.1ヘクタールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため、申請地を取得したということでございます。	
以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどをお願いします。	
議長	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。
大貴修一委員	<p>19番、大貴です。4番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人であり、以前にも農地の売買をしております。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったとのことです。■さんは、サツマ、大根、コマツナ等を中心とした農家であり、経営面積も1町2反歩あります。作物を増作するため、申請地を取得したいとのことです。なお、自作地はないこととなってますが、農地はお父さん名義になっているということです。何ら問題ないと思われる案件ですので、よろしくご審議ください。よろしくお願ひします。</p>
議長	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。5番について説明します。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、近所の友人だそうです。■さんの農地が小さくて非効率なので、農地の隣地にある高野さ</p>

	んに相談したところ、買い取ってくれるという話がまとまったそうです。■さんは自分の農地と一つにして、ネギの栽培をすることです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願ひいたします。
議長	続きまして、番号6番から番号14番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	4番、永井です。6番から順次説明していきたいと思います。■さんが井戸堀込に2筆持っております、このたび■さんがこの周りを買いたいということで■さんに相談があって、■さんも周りを一括して買う場合には、広くしたほうがいいだろうと、知人の間柄であります、快く売買を引き受けたそうでございますので、6番についてはよろしく審議をお願いしたいと思います。
	7番について説明いたします。6番同様、この台の浜井戸堀込に土地を持っておりまして、■さんがこの周りを買うということで、もともと■さんも年であります、農作業を縮小したいということで、やっぱり■さんに持ってもらうということで売買が成立したそうでございますので、よろしく審議をお願いいたします。
	8番について説明いたします。8番も井戸堀込に農地を持っておりまして、■さんは旦那さんが亡くなつて、娘さんと2人で農作業をやっておりますが、手が回らないということで、ここの畠を処分したいということでございますので、よろしく審議をお願いしたいと思います。
	9番について説明いたします。9番は、■さんの名義になっておりますが、■さんはもう高齢であります80過ぎております、息子さんが自動車屋を経営しておりますが、畠をほかの人へ貸している状態でございますので、この際売買てしまおうということで、やっぱり■さんに買ってもらうということで売買がまとったそうでございます。
	10番について説明いたします。10番も井戸堀込に持っておりますが、■さんは生協のほうに勤めておりまして、農作業はおふくろさん1人が少しずつやっておりますが、やはり高齢のために、この際、■さんに売買しようということでまとまったそうでございます。
	次は、11番について説明いたします。11番は、■さんの持分でございますが、やはり■さんも■さんに、近所であります、持ってもらうということで売買がまとったそうでございます。

	<p>12番, [REDACTED]さんは農作業をやっておりますが、やはり1人でやっておるので手が回らないということで、このたび井戸掘込の土地を放すということで、[REDACTED]さんと売買が成立したものでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。</p> <p>13番について説明いたします。13番は[REDACTED]さんの持分でございますが、やっぱり井戸掘込に持っている土地を[REDACTED]さんに持ってもらって管理してもらうということで、売買が成立したところでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。</p> <p>14番について説明いたします。14番は濁沢に[REDACTED]さんという方が近くに住んでおりまして、やはり大工さんでございますので、農地をこの際売買したいということで、譲受人は[REDACTED]さんといいまして、[REDACTED]さんの長男でございます。このたび、やはり売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。</p>
議 長	続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>15番について説明いたします。この案件は会長の案件でございますが、代わりに私が説明させていただきます。</p> <p>[REDACTED]ということでございますが、このたび[REDACTED]さんの息子さんと嫁さんに、土地を所有権移転という形で持ってもらうということでまとまったそうでございます。[REDACTED]さんとパパイヤとサツマイモを耕作している農家だそうでございますので、何ら問題ないと思われますので、よろしく審議お願ひしたいと思います。</p>
議 長	続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	<p>17番、関根です。譲受人、[REDACTED]さん、譲渡人、[REDACTED]さん。[REDACTED]さんは、今まで[REDACTED]さんより土地を継続で借地しておりました。[REDACTED]さんは、仕事上農家をやらないので、[REDACTED]さんへ[REDACTED]さんより、現状ビニールハウスが建っているのですけれども、そこを譲渡したいということです。メロンとトマトなどを栽培している農家です。問題ない案件と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	番号17番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	<p>20番、小沼です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは兄弟であります。[REDACTED]さんはサツマイモなどを中心に2.78ヘクタールほど経営していまして、経営規模を拡大したいということで[REDACTED]さんから買い受けたいということで、何の問題もな</p>

	いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	続きまして、番号18番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんはおじ、おいの関係でございます。このたび、[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、譲与契約が円満にまとまりました。譲受人は、農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと見られます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。
議長	それでは、番号1番から番号18番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	関根さん、先ほど[REDACTED]さんは農家をやっていないというふうに聞こえたのですけれども、やっていますよね。[REDACTED]さんは農家をやっていますよね。
関根薰委員	農家だと思います。
大貫修一委員	農家をやっていないように聞こえたので、やっていますよね。こっちが聞き間違えたのかなと思います。ありがとうございます。
関根薰委員	[REDACTED]さんは、十数年にわたってビニールハウスを、[REDACTED]さんのところを借地して……
大貫修一委員	[REDACTED]さんは、ビニールハウスは作っていないよね。
	(何事か声あり)
議長	よろしいですか。 そのほかについて何か質疑ありますでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号18番について申請どおり許可と決定するごとにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1から番号18番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積169平方メートル。同じく面積393平方メートル。計2筆、562平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、車庫・農業用資材置場、328平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに住宅敷地を拡張して車庫及び農業用資材置場を整備して利用しておりましたので、是正したい。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。申請番号1番について報告いたします。 去る10月17日に21番、菅谷、22番、井川、23番、箕輪委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、1ページ左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅に隣接した農地にパイプハウスを利用して資材置場、車庫として整備して使っておりました。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。

議長	地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。現地調査員の方はご苦労さまでした。 地図1ページの左を見てください。市道の道路より51号線へ西へ向かって300メーターくらい進んだところの右側になります。 ■さんの住宅を増築した際に、境界を越境して車庫を整備していましたそうです。また、ビニールハウスに農業資材等を置いて利用していましたため、是正の申請をしたいと聞いております。是正申請のため、始末書添付となっております。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、権利、賃貸借。申請地、■

	<p>地目, 畑, 面積96平方メートル。賃借人, [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人, [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED]。同じく [REDACTED], 地 目, 畑, 面積5, 393平方メートル。賃貸人, [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED]。[REDACTED], 地目, 畑, 面積181平方メートル。賃貸人, [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。3筆合計5, 670平方 メートル。転用施設, 砂利採取用地, 砂利搬出入路1万7, 493 平方メートル。事由, 申請地を利用して砂利採取事業を行いたい。 また, 採取した砂利搬出入路として整備したい。許可の日から3年 間の一時転用となっております。詳細につきましては, 現地調査意 見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番, 箕輪です。1番について説明いたします。</p> <p>場所は, 地図1ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員さんにお願いいたします。申請地は, 集団的に存在する農地の地域ではありますけれども, 一時的な転用ということになります。農地区分は, 第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	<p>9番, 長峰です。現地調査員の皆さん方にはご苦労さまでした。</p> <p>場所は, 地図の1ページの右側を見ていただきたいと思います。県道水戸鉾田佐原線の道路を行方市へ向かって, 白帆カントリーゴルフ場の手前を左に曲がって, ちょっと分かりづらいのですけれども, 細い旧道の道, そこをまず左に曲がって, 突き当たりのところを右に行って500メートルくらいのところの進んだところの左側にあります。使用借人, [REDACTED]さんが砂利採取事業を行うために, 使用貸人, [REDACTED]の土地を借りる契約が円満にまとまったそうです。また, 砂利採取事業に伴う搬入出路を整備するため, [REDACTED]さん, [REDACTED]さんとも契約が円満にまとったそうです。今回の案件は, 砂利採取事業であり, 茨城県の許認可も必要な案件であります。そちらは申請中と聞いております。</p> <p>なお, 一時転用, それから畑に戻すということです。期間は3年間。問題ない案件かと思われますので, ご審議のほどよろしくお願</p>

	いいいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	すみません。19番、大貫です。この貸す人と [REDACTED] とどういう関係なのですか。親戚とか兄弟でもないのに、ただで土地を貸す理由は何でしょう。
議 長	事務局、その辺についてお願ひします。
事 務 局	この件は事務局のほうでお答えさせていただくのですけれども、[REDACTED]さんという業者さんがもともと土採取をしていた場所なのですけれども、そもそも [REDACTED]さんという会社がやっていたのですが、その土取りが終わって、今度砂利採取事業をするために [REDACTED]さんが引き継いで転用の申請を出したということなので、もともと土採取をしていたところなので、[REDACTED]さんと直接というよりは、[REDACTED]さんから [REDACTED]さんが今回引き継いで事業をやるというような形になりますので、関係性で言うと、どちらかというと [REDACTED]さんとの間になるのかなと。ただ、土地の地権者さんはこちらの3名の方になるので、こういった形で議案にはのっているということになります。
大貫修一委員	無償で貸すということは。
事 務 局	[REDACTED]さんとの間で契約をされていて、契約書のほうもついていたのですけれども、契約の中身に使用貸借というふうに書いてあったので、そういった形で賃貸借ではなくて使用貸借と。
大貫修一委員	事務局では、どういうわけでただで貸してくれるのか聞かなかつたのか。
事 務 局	そこは特に確認せずに……
大貫修一委員	確認していない。
事 務 局	はい。
大貫修一委員	何か問題がなければよろしいでしょうけど。
議 長	そのほかにありませんか。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>では、質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号2番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積654平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。</p> <p>[REDACTED]。転用施設、資材置場、古材・石材、車両置場、654平方メートル。事由、建築工事業を営んでおりますが、事業規模拡大に伴い資材置場が手狭なため、新たな資材置場として利用したい。また、隣接地にある既存の建物の一部が境界を越えておりましたので、併せて是正したい。</p> <p>なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書のほうが添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページの左側にあります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいいたします。申請地は、事業規模拡大に伴い資材置場が手狭なため、新たな資材置場を利用したいとのことです。また、建物の一部が境界を越えておりましたので、併せて是正したいとのことです。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>

議長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	<p>6番、海東です。2番の説明をいたします。</p> <p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ、左側を御覧ください。串挽小学校下の信号機より西側、700メートルぐらいの場所にあります。渡し人、[REDACTED]さんと受け人、[REDACTED]さんは親戚の関係でございます。このたび、受け人、[REDACTED]が申請地に建築業の資材を置きたいということで買い受けしたことにより、売買契約が円満にまとまったということでござります。現在は休耕地になっており、隣接地にある既存の建物の一部が境を越えておりますので、併せて是正をしたいと、始末書が添付されております。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番は申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積742平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、建売分譲住宅3棟、172.64平方メートル。事由、申請地は、住宅地として最も適しており、生活に便利なため、申請地を譲り受けて建売住宅を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。3番について報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願ひいたします。申請地は、住宅地として最も適しており、生活に便利なため、申請地を譲り受けて建売住宅を整備したいとのことです。農地区分は、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。3番の説明をいたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ、右側を御覧ください。茨城県信用組合鉾田支店の南側、裏側の場所にあります。渡し人、■さんと受け人、■、■さんは知人の関係でございます。このたび、受け人、■さんが申請地に建物、分譲住宅を建てたいということで売買契約が円満にまとまったということでございます。申請地は、現在、休耕地になっております。申請人は、建売住宅3棟を建てたいとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いします。
議長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]地目、[REDACTED]田、面積401平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。転用施設、倉庫・車庫、107.65平方メートル。事由、飲食業を営んでおりますが、食糧倉庫及び店舗敷地内の駐車場が手狭なため、申請地に倉庫兼車庫を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。4番について報告いたします。 場所については、地図3ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいいたします。申請地は、飲食業を営んでおり、食糧倉庫及び駐車場が手狭なため、申請地に倉庫兼車庫を整備したいとのことです。農地区分は、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。4番の説明をいたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページ、左側を御覧ください。宮下信号機より南側、50メーターぐらいの区域にあります。渡し人、[REDACTED]さんと受け人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。このたび、受け人、[REDACTED]さんが申請地に倉庫兼車庫を建てたいということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。現在は休耕地になっております。申請人は飲食店を経営しており、飲食店の食材を保管する倉庫を造りたいとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いいいたします。
議長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号5番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積286平方メートル。使用借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、進入路、286平方メートル。事由、現在貸家に住んでおりますが、家族が増え手狭なため、実家の敷地に自己住宅を建築するため、進入路を整備したい。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。5番について報告いたします。 場所は、地図3ページ、右側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いいたします。申請地は、先ほどの4条の[REDACTED]さんの農地になります。新しい住宅を建てるということで、進入路をつけたいということであります。農地は第1種農地であります。転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。場所は、地図の3ページ、右側を見ていただいて、先ほどの4条を説明した方の隣の農地になります。使用借人、[REDACTED]さんと使用貸人、[REDACTED]さんは、祖父と孫の夫の関係でございます。[REDACTED]さんが自己住宅を建築するために、[REDACTED]さんの土地を借りて進入路を整備したいとのことです。 また、申請地に農地法の許可を得ずに農業用倉庫を建築して利用しておりましたので、始末書添付となっております。今回の進入路を整備する際に壊す予定と聞いております。問題ない案件と思われ

	ますので、よろしく審議のほどお願ひいたします。
議長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
事務局	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号6番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、 地目、畑、面積113平方メートル。使用借人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転 用施設、進入路113平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに 自己住宅への進入路を整備して利用しておりましたので、是正の申 請をします。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末 書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御 覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。地図は、4ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんによろしくお願ひします。先ほどから同じような[REDACTED]さんという名前の申請者がおりますけれども、先ほど地元の委員さんが申したように、もう一人、今回[REDACTED]さんは息子であります。3代の家がありまして、[REDACTED]さんは現在うちが建っております。[REDACTED]さんの畑を利用して、進入路を利用したかったということです。農地区分は第1種になります。3人の意見として可と判断しましたので、報告いたします。

議長	地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。場所は、地図4ページの左側を見ていただいて、先ほどの5条で説明した場所の隣の農地になります。使用借人、[REDACTED]さんと使用貸人、[REDACTED]さんは、親子の関係でございます。[REDACTED]さんが建築した自己住宅の進入路として、農地の一部を利用していたそうです。是正申請となりますので、始末書添付となっております。問題ない案件と思われますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
事務局	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号7番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、 地目、畠、面積140平方メートル。使用借人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]。転用施設、農作業所、78.73平方メートル。事由、平成28年頃に、農地法の許可を得ずに農作業所として整備をしておりましたので、是正の申請をします。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。7番について説明いたします。

	<p>場所は、地図4ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設ということで例外的に許可できます。農地区分としては、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	<p>16番、山口です。7番について説明いたします。</p> <p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員の報告のとおりでございます。地図4ページの右側になります。場所は、徳宿本郷の通りから樅山方面に抜ける通りの右側になります。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親子関係であり、このため、譲渡人、[REDACTED]さんの業務用施設を、譲受人、[REDACTED]さんが平成28年頃に、農地法の許可を得ずに農作業所として整備して使用しておりましたので、是正の申請をしたいということでございます。何ら問題ない案件と思われますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号8番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畝、面積1,428平方メートル。使用借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、農</p>

	<p>業用倉庫、農業用資材置場、216平方メートル。事由、農産物の生産、農作業の代行、請負を行っております。事業規模拡大に伴い、申請地に農業用倉庫及び農業用資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願ひいたします。</p>
箕輪美代子委員	<p>23番、箕輪です。8番について説明いたします。</p> <p>場所は、地図5ページの左側になります。申請地は、集団的に存在する農地の地域であるが、農業用施設の整備ということで例外的に許可できる。農地区分は、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続けて、地元委員として説明いたします。場所は、5ページの左側になりますけれども、県道110号線の鉾田から水戸へ行く県道ですけれども、舟木小学校の跡地から1キロくらいい水戸のほうに行きました、そこに揚子江という食堂がありまして、そこを右に折れて800メートルくらい行ったところが申請地であります。使用貸人の[REDACTED]さんと、あと使用借人は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。[REDACTED]は、葉物を中心とした大規模農家ですが、イチゴの作付面積を大幅に広げたので、農業用倉庫と資材置場を整備したいということありますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

議長	続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号9番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、田、面積400平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、迂回路、400平方メートル。事由、統合小学校通学路整備工事のため、申請地に迂回路を整備したい。許可日から5か月間の一時転用となります。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。9番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図5ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいいたします。申請地は、小学校整備工事のため、申請地に迂回路を整備したいということです。農地区分は、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。</p> <p>場所は、地図5ページの右側を御覧ください。鉢田市内のメガネスーパーとハシモトの交差点から南小学校のほうに向かって、小学校を通り越して、上がり坂を通り越して200メートルぐらい行ったところの信号のない交差点を右側に入っていますと、道なりに行きますと、赤い印の場所に行きます。この五差路に着きます。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは、市の道路建設課の仲介ということです。このたび、譲受人さん、[REDACTED]さんが申請地に迂回路を造るということで、一時転用ということで貸借契約が円満にまとまったということでございます。</p> <p>追加情報としては、貸借期間が5か月ということで、来年の田植の時期までに元に戻すということでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	番号9番について質疑に入れます。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声あり)
(議案第4号 現況証明書の交付について)	
議長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号1番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畠、面積420平方メートル。現況、自己住宅。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成10年以前、確認年月日、令和4年10月17日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番、箕輪です。1番について説明いたします。</p> <p>場所は、地図6ページの左側になります。現地を確認したところ、現在植木とか建物が建っている状況であります。平成10年から既に倉庫等を建築し、宅地として使用している状況でした。3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。

齊藤新一委員	<p>13番、齊藤です。番号1番について説明します。</p> <p>申請地は、地図6ページの左側です。県道110号線を茨城町方面に向かって、旧舟木小学校前の信号を左折して600メートルぐらい行ったところの十文字を右折して400メートルぐらい進んだ右側です。ちょっと分かりづらいですけれども。現地は、20年以上前から、■さんが自宅の庭として利用しています。地目変更のため、非農地証明を申請したそうです。現地を確認したところ、申請内容どおり自宅の庭としてきれいに整備されていました。非農地証明を発行することに問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
議務局	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号2番、届出地、■、台帳地目、畝、面積614平方メートル。同じく■、台帳地目、畝、面積378平方メートル。計2筆、992平方メートル。現況、自己住宅。申請人、■、■。変更年月日、昭和50年以前、確認年月日、令和4年10月17日。非農地証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>井川栄委員</p> <p>22番、井川です。2番について報告いたします。</p> <p>場所については、6ページの右側です。現地を確認したところ、平成26年頃から自己住宅を建築し、宅地の進入路と庭として使用</p>

	している状況でありました。3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断しましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。場所は、地図の6ページ、右側を見ていただいて、先ほどの5条で説明した場所の北側の農地になります。20年以上前から、[REDACTED]さんの自宅の庭として利用していたため、地目変更登記のため、非農地証明申請をしたそうです。現地確認をしたところ、庭木が植えてあり、住宅敷地の一部となっておりました。非農地証明書を発行することに問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号3番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畠、面積1,046平方メートル。現況、山林。申請人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。変更年月日、平成11年以前、確認年月日、令和4年10月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。3番について報告いたします。 場所については、地図7ページの左側になります。現地確認した

	ところ、現在畠という登録でしたが、草と芝とという感じで、さらに山のような状態でした。平成11年から既に転用許可になっているとのことで、3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。3番について説明いたします。 現況調査員の皆様、大変ご苦労さまでした。場所は、地図7ページ、左側になります。大洋支所より大洋駅に向かい初めの信号を左折、600メートル地点を左折、100メートル地点を左折して200メートル行った左側になります。現況は畠になっているようですが、何も耕作はしていないようで、場所の特定も難しいような現況でした。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
	(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)
議長	続きまして、議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条第

	1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	申請件数につきましては、8件、合計で15筆、面積5万3,513平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て賃貸借となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番委員の退席を求めます。
	(■番 ■ 委員退席 午後3時25分)
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議長	■番 ■ 委員の入場を認めます。
	(■番 ■ 委員入場 午後3時26分)
	(議案第6号 令和4年度農作業臨時雇標準賃

	金の変更について)
議 長	続きまして、議案第6号 「令和4年度農作業臨時雇標準賃金の変更について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>この案件につきましては、今年3月の定例総会において、日雇作業の金額を7,100円に決定しております。しかし、10月1日付けて茨城県の最低賃金のほうが、1時間当たり879円から911円に変更になったことにより、現在の標準賃金が7,100円では最低賃金を下回ってしまうことから、8時間の日雇賃金を7,100円から7,300円（1時間当たり911円）に変更してよろしいかお伺いいたします。</p> <p>なお、請負作業については変更ございません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第6号 令和4年度農作業臨時雇標準賃金の変更については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	請負作業のコンバイン刈取り2万円とありますが、今2万円でやっているところあるのですか。それで、もみまで運んでもらって2万円では、あまり安いのではないかなと思うのだけれども。
事 務 局	今回の変更については、茨城県の最低賃金のほうが上がった分についての変更になっておりまして、請負作業のほうについては3月に決定してもらったとおりとなっておりますので、それのみの変更となっております。
大貫修一委員	分かりました。

議 長	<p>あと、頼むときにその都度双方の意見でまとまれば……。 そういうことで、あとそのほかありませんか。どうでしょう。 異議ないですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。2筆で面積は4,093平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>3件の届出がございました。17筆で、面積につきましては合計3万6,332.51平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>

(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)

議長 報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局 3件の届出がございました。地目、畝、5筆で、面積3万720平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和4年9月15日、令和4年10月6日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。
以上でございます。

(報告第4号 農地法制限除外の届出について)

議長 報告第4号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局 2件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、畝、面積128平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用目的は農産物直売所となっております。
続きまして、番号2番、権利は賃貸借、届出地、[REDACTED]、地目、畝、面積72平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用目的は農産物直売所駐車場となっております。
以上でございます。

	(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議長	続きまして、報告第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	法務局より1件の照会がございました。筆数は1筆で、地目、畠から雑種地への変更が1筆ありました。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和4年10月18日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議長	続きまして、その他について何かありましたらお願ひいたします。
事務局	それでは、事務局のほうから説明させていただきます。 先ほど、冒頭の会長の挨拶にもありましたが、17日に会議がありまして、そのときの資料は参考資料ということで、茨城県農業者年金への加入推進に向けた勧誘となっているということで、御覧のとおり鉾田市が県内随一で、ナンバーワンということで、その順位となっております。 資料を見ていただきますと、一番上の欄に記載のとおり、本市の基幹的農業従事者数60歳未満は1,865名、そのうち被保険者数が61名、差し引いた農業者年金への加入推進に向けたターゲットと対象者数は1,804名で、県内随一の人数を誇っています。ターゲット人数が多いことは、農業に対するポテンシャルが高いと言えますが、表の一番右の欄に記載したとおり、本市の加入率は3.3%で、県全体の加入率8.2%を大きく下回っている状況です。この表から分かるように、茨城県の農業者年金加入率を上げるも下げるも鉾田市次第と言えるような状況となっております。 続きまして、参考資料の裏面を御覧ください。茨城県の農業者年金新規加入の状況となっております。表の中段にあるとおり、本市においては平成24年度から令和3年度、10年間で46名の方が

加入しております。しかし、表の左側に記載したとおり、令和4年度、本年度の内訳の本市の加入者数は、5月に1名のみの加入となっております。今年度、残り5か月で一人でも多くの加入推進を考えておりますので、委員の皆様の中でお知り合いの方など対象の方がいらっしゃれば、農業者年金への加入推進をお願いいたします。

なお、加入窓口につきましては、農業委員会事務局または市内両JAの金融課農業者年金担当となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、お配りしました農業者年金パンフレット、こちらを御覧ください。こちらのページをめくっていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。上の段で国民年金の支給額は40年加入で月額約6万5,000円で、夫婦合わせて月額約13万円。それに対しまして、老後の家計費、現金支出については、令和元年総務省家計調査を基に推計しますと、高齢農家世帯の家計費は現金支出で月額約24万円ということで、この生活では、この状態では足りないということで、それを補うために農業者年金に加入してはどうですかということのご案内です。

続きまして、ページをめくっていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。農業者年金の特徴なのですが、特徴1で年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者で、二十歳以上60歳未満の方が農業者年金に加入できます。

特徴2で、少子高齢時代に強い年金ということで、自分が積み立てた保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まる積立方式確定拠出型の年金です。

特徴4番で、税制上の優遇措置で、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となりますので、試算でありますけれども、所得税や住民税の節税につながりまして、支払った保険料の15から30%程度が節税になるということになります。

特徴5で、保険料の額は個人が自由に決められるということで、月額2万円から6万7,000円の範囲で1,000円単位で自由に選ぶことができますし、また農業経営の状況に合わせて見直しが可能ということになってございます。

以上がパンフレットの説明なのですが、事務局としましては、ご説明のように本市の農業者年金加入対象者が多いことから、農業者年金の制度を理解していく、将来の備えに不安がないから加入しないという方は別にしまして、農業者年金の制度を知らなかつたから加入できなかつたという農業者の声が聞かれないようにするために、引き続きPRしていく必要があると思ったため、本日委員の皆様にご説明させていただきました。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

	以上です。
議長	はい。
大貫修一委員	<p>農業者年金は、以前は多くの人が入ってくれていたのですけれども、一度破綻してその影響が大きくて、私以前に、諏訪地区などすけれども、担当を全部歩いたのです。若い人、農業従事の人に。結構、農業者年金破綻したからなど、またやるのかよという声で、うちでは息子が入っているのですけれども、あまり入ってくれなかったことがあるのです。だから、一度全部歩いたから、私は歩きません。</p>
議長	<p>そこで、言わせてもらうけれども、やっぱり最初につくった農業者年金が、国の制度が非常に悪くて、それで破綻してしまったので、途中でやめてしまったということが第一の経過でございます。だけれども、今度新たに始まった農業者年金は、税制上の優遇もあるし、金額も多いということで、国があくまでもバックアップしてくれるということで、それは非常にいいことだなと思います。</p> <p>ただし、私、先ほど挨拶の中でも言いましたけれども、非常に今マスコミの方が調べてくれて、テレビ、新聞等で報道があるように、この年金を、皆さんのが年金を国が株に投資をしているということ自体が、非常に私は疑問に感じる。株というのは、その会社が潰れたらゼロですよ。潰れる会社には投資しないように国はやっているのでしょうか? それとも、その会社が潰れないように、国もそういう立て直しをやるのですけれども、株に投資するということが、昔で言えば、私に言わせると、悪い言葉で言えばばくちですよ。株でもうかるならば、誰もこわい思いして働く必要ないと思うのだ。そういう不安が国民に残っているということです。</p> <p>それに円安がここでこうなってしまっているので、農業委員はみんな報道等で知ってしまっているから、余計今度入る率が少ないのです。だから、私はこれを入ってくれとお願いを皆さんにするのは、非常につらいです。でも、先ほど局長が説明したように、この参考資料を見ると、ほかの市町村はかなりパーセント的に上がっているのです。これは、やはり国が進めて、いい制度だから、これだけのほかの市町村が上がっている。</p> <p>鉢田は、農業委員の方々、農業推進委員を含めて、農協、JAも、やはり同じく農業会議所のほうから進めてやってくれということで、全国のJAと農業委員で進めてやっていることだから、それはいいことだと思うのです。だけれども、もう少し国民に分かりやすく、将来はこれだけいいということを保証するように、国はもう少し丁寧に説明してくれれば、私たち歩きやすいのです。そういうこ</p>

	<p>とを私は農業会議所の方にも言いました。</p> <p>一番は、私も今から入れれば入るかなと思ったけれども、年齢が達してしまって入れないけれども、税制上の優遇があるということが一番いいですよね。終身年金で80歳まで保証つきだということは、これも非常にいいことだなと。前回破綻した農業者年金から比べれば、これぐらいだったらば、この年金は全くいいと思っています。この制度は。だから、皆さんも、局長が先ほど申しましたとおり、知人、友人にひとつ入られる方がいらっしゃれば、1人でも2人でも入ってもらうような、そういう方法を取っていただきたいと思います。</p>
	<p>それで、これを毎月、毎月1万円とか、2万円とか、3万円とか、自分の得た収入の中から支払うというのは、非常に抵抗があるということで言ったのです。一旦自分の財布に入ってしまったやつを支払うというのは、毎月何かちょっと違和感があるのです。だから、農協に口座が大体ある人らは、農協から毎月、毎月1万とか2万とか、口座から引き落としてやってくれれば、何気なくそのほうがスムーズに進むし、本人も抵抗感がないのではないかなどという感じを持っているから、やはり農協のほうももう少しそういうところに力を入れて説明してくれたほうがいいのではないかなどということは、この前神栖での会議でも私、海老原補佐とそういう形では会議所の方には言ってきました。</p>
	<p>そういうことで、とにかく集まりに行ったらば、鉢田市は何百人、何千人とは言わないけれども、この表を見せられると、ずっと下に向いているほかなくなる。数字そのものより、パーセント的に3.3%という加入率ですから、これをせめて1%か、できれば2%くらい上げていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。</p>
	<p>先ほど大貫委員からも、一回あれで破綻して潰れたところ、またやるのかと言われて、歩かないと言われたけれども、そういうことを言わず、前の年金とは全然仕組みも何も違うからお願ひしますということで、ひとつその点をお願いしたいと思いますけれども。</p>
大貫修一委員	全部説明して歩いていますけれどもね。
議長	では、事務局からどうぞ。
事務局	農業者年金につきましては、以前そういったのもあったということもあることから、なかなか難しいというお考えもあると思いますが、農業委員の活動の中に農業者年金加入の促進というのもございますので、また一応農業委員の皆様には、年度末に1万円ではあります、加入促進の報償金ということで支払いをしております、毎

	<p>年。ですので、こちらのほうは何分確認のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>それと、農業会議等から、以前は実施していたと思うのですけれども、講師の方を呼んで、農業者年金を皆さんに勧めるにしても、どのように勧めたらいいのだという、こういったところが分からぬとか、そういうことがあると思いますので、そちらを来月または再来月にお呼びして、総会の後にちょっとお話を聞きたいと思いますので、そういった計画もしておりますので、その際はよろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	いろいろ意見があるとは思いますけれども、皆さん、そのほかどうでしょうか。この年金に関しては。
事務局	年金以外のことでいいですか。年金はそこまでいいですか。すみません。
議長	もし、疑問な点とか何かあれば、この場で聞いていただいて、またそういう会議等があったときに、こういう意見もあるということを説明するためにも、意見を聞いておいたほうがいいかなと思って今いたのですが、それ以外にも何かありましたら、ひとつ。 どうぞ。
大貫修一委員	11月25日、私、飲み会入ったのですけれども、恐らく農業委員会で忘年会やるかな。断ってしまったのだけれども、やらないのですか。
議長	それ、今大貫委員から出ましたけれども、その前に今そういうやつをやって、これが終了してから、閉め終わってからそのことは後で説明しますので、取りあえず農業委員会等に関するだけを先に、何かあればひとつお願ひします。それを終わってから他のところで、その今の話は続けますので。 はい。
事務局	先月の総会でお話しさせていただいてちょっと協議していただきました上沢地内で土採取の業者が、今配っているのは違う資料ですけれども、土採取の業者が違反転用していたと。許可を得る前に進入路として使っていたということで、そちらについては会長と該当地区の委員さんで現地確認をして、確かに進入路として使っており、碎石等も敷いてあったと。鉄板が敷いてあったということで、そちらについてはこちらで協議して、周辺住民等の影響もありますことから、原状回復をしてから改めて申請するようにという話をし

	<p>たところ、事業者のほうがこちらの意図を酌んで、原状回復の作業をしました。</p> <p>それにつきましては、今回現地調査をやっていただいた委員さんと10月17日に現地確認をして、原状が回復されていることを確認しております。この業者につきましては、来月もしくは再来月に一時転用ということで申請があるものと思われますので、その際は審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それと、今お配りしている資料のほうについてですが、こちら、以前の国政選挙のときにもお配りさせていただきましたが、今度12月11日に茨城県議会議員選挙が予定されております。もう何回も言っているので、皆さんもご存じかと思いますが、皆様は非常勤の特別職の地方公務員となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員は、その地位を利用して選挙運動することはできないということになっております。後ろにルールを守ってきれいな選挙ということで、民生委員とか教育委員とか監査委員なんかもそうなのですけれども、地位を利用するというのは、ここは許認可なんかも扱うところですから、そういうことを職務権限を利用して選挙運動を行ったりとか、こういったことについては禁止されております。</p> <p>1枚目の紙の下のほうに、とりわけ特別職の公務員が選挙運動へ関与することは、地位利用とみなされやすく、特に行動、言動には注意する必要がありますので、委員の皆様におかれましては、法令の遵守及び服務規律の確保を徹底していただきますようよろしくお願ひします。特に違反しているとか、そういう認識がなくとも、周りの方からそういう目で見られる可能性があります。ですので、なるべくそういうことには関与しないというような対応が必要かと思われますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それと、つい先日、皆様方に通知させていただきましたが、12月14日に茨城県農業会議主催の推進大会が水戸でございます。こちらにつきましては、バスで、公用バスを利用する予定でありますので、そちらの使用人数を確認するため、11月7日までに報告してくださいということで通知させていただきました。もし今日出席するよとか、バスを利用するよというような確認が回答できる方がいらっしゃいましたら、帰りに私のところにお寄りいただいて回答いただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長	そのほかありませんか、皆さんから。 事務局から、はい。
事務局	すみません。皆さんのにカラフルな両面の用紙があると思うの

	ですけれども、こちらは鉢田普及センターから「農の架け橋」ということで定期的に発行されております。こちらをお配りさせていただきましたが、宇佐見委員も農業経営士になられたということで紹介されておりますので、お読みいただければと思います。
議長	それでは、どうでしょうか。そのほかありませんか。 (発言なし)
議長	それでは、ないようなので、以上をもちまして議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉢田市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。
	午後3時57分 閉会
	署名人 <u>議長（会長）</u> <u>16番委員</u> <u>17番委員</u>